税金の納付を忘れていませんか？

税金や各種使用料は、町民のみなさんの福祉や教育など、生活に必要なさまざまな活動に使われるたいへん貴重な財源です。町では11月に「滞納整理特別対策本部」を設置して催告書の発送や自宅・勤務先への訪問を行い、納付に応じない方については、給与、預貯金、動産等の差押えも視野に入れ、収納の向上を図っています。

■平成28年度町税収納状況

平成28年度の町税収納額は7億1,126万円余りで、収納率は99.5％です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納めていただいているなか、毎年約1％の滞納があります。町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差押えなどの滞納処分を行い、強制的に税金を徴収しています。

■町税などを滞納すると

納付が無い場合は、納税の公平性を確保するため「国民健康保険証の有効期間短縮」など行政サービスの制限を加えています。また、給与・預貯金・動産などの財産を調査し差押えを執行します。動産についてはインターネット公売（ヤフー官公庁オークション）を利用して換価し滞納のある税金に充てます。

■便利な口座振替をご利用ください

ご希望の預金口座から納期限末日に自動的に町税などを納付する方法です。収め忘れや納期ごとに出かける手間がなくなります。口座振替をご希望の方は、左記の取扱金融機関で手続きしてください。手続きの際は、口座振替される預金口座のお届け印が必要になります。

※口座振替は依頼月の15日までに役場で受付した場合、依頼月より振替できます。16日以降受付分は、翌月からの振替となりますのでご了承ください。

【引き去りのできる税金等】
道町民税普通徴収、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、公営住宅使用料、単独住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料　など

【利用できる金融機関】
北海道銀行羽幌支店、留萌信用金庫羽幌支店、郵便局

事情がある場合は相談を

特別な事情で納期限までに納められないときは、財務課税務係(☎68-7002)までご相談ください。

所得税と個人住民税に関するお知らせ

平成29年の税制改正に伴い平成30年分以後の所得税および平成31年度分(平成30年中の所得)以後の個人住民税について、配偶者控除・配偶者特別控除が次のとおり変更になります。

■配偶者控除　配偶者の所得範囲は38万円以下(給与収入では103万円以下)

改正前

本人の給与収入（合計所得）	控除額（所得税[住民税]）	
	一般	老人(70歳以上)
所得制限なし	38万円[33万円]	48万円[38万円]

改正後

本人の給与収入（合計所得）	控除額（所得税[住民税]）	
	一般	老人(70歳以上)
~1,120万円*注（~900万円）	38万円[33万円]	48万円[38万円]

■配偶者特別控除

改正前
配偶者の所得範囲は38万円超～76万円未満
（給与収入103万円超～141万円未満）
配偶者の所得に応じて38万円～3万円の控除額
（住民税の控除額は33万円～3万円）

改正後
配偶者の所得範囲は38万円超～123万円以下
（給与収入103万円超～201.6万円未満）
本人の所得と配偶者の所得に応じて38万円～3万円の控除額
（住民税の控除額は33万円～1万円）

▶改正後配偶者特別控除額一覧

	配偶者の給与収入（合計所得金額）	控除額（所得税[住民税]）		
		103万円超～150万円（38万円超～85万円）	～155万円（～90万円）	～160万円（～95万円）
本人の給与収入(合計所得)	~1,120万円（~900万円）*注	38万円［33万円］	36万円［33万円］	31万円［31万円］

控除額（所得税[住民税]）						
～167万円（～100万円）	～175万円（～105万円）	～183万円（～110万円）	～190万円（～115万円）	～197万円（～120万円）	～201.6万円未満（～123万円）	201.6万円～（123万円超～）
26万円［26万円］	21万円［21万円］	16万円［16万円］	11万円［11万円］	6万円［6万円］	3万円［3万円］	適用なし

＊注　配偶者控除および配偶者特別控除について、本人の給与収入額が1,120万円超から1,220万円までは、収入額に応じて控除が受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

確定申告時の医療費控除について

平成29年分所得税・平成30年度住民税の確定申告時の医療費控除を受ける場合は、昨年までと比べ、次のとおり変更点がありますので注意してください。

▶変更点その１【医療費控除を受ける場合】

医療費控除を受ける場合 ➡
①『従来の医療費控除』
②『セルフメディケーション税制による特例』※
①または②のどちらかを選択して医療費控除を受けることになります。

※『セルフメディケーション税制による特例』とは？
健康の保持増進および疾病予防として一定の取組を行う者が、自己または自己と生計を一つにする配偶者その他の親族に係るスイッチＯＴＣ医薬品(医師の処方箋が必要だった医療用医薬品から転用(スイッチ)された、薬局で購入できる市販医薬品でレシートの商品名にマークが表示されます。例：かぜ薬・胃腸薬など)を購入した場合、医療費控除の特例の適用を受けることができます。［平成33年12月31日までの購入に係る特例］

【スイッチＯＴＣ医薬品】レシートの例

●●薬局
羽幌店　TEL0164-62-＊＊＊＊
羽幌町●条●丁目
■領収書■
2017年4月1日(土)　12:00

★かぜ薬EX	¥1,273
頭痛薬	¥760
ハンドソープ	¥298
★胃腸薬	¥891
小計4点	¥3,222
合　計	**¥3,222**
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お釣り	**¥778**

★印は、セルフメディケーション税制対象商品です。

■【セルフメディケーション税制による特例】医療費控除額の計算方法

1年間に支払った合計金額 － 保険金などで補てんされる金額 － 12,000円 ＝ 医療費控除額(最高88,000円)

■【セルフメディケーション税制による特例】医療費控除提出書類
- 所定の様式
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

［一定の取組を行ったことを明らかにする書類参考例］
・インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収書や予防接種済証
・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書または結果通知表
・職場で受けた定期健康診断の結果通知表　など

- 領収書(レシート)の提出は必要ありません。所定様式に記入してください。
  ※税務署から提出を求められる場合がありますので、領収書は5年間保管してください。

▶変更点その２【従来の医療費控除を受ける場合】

申告時に次のことが変更されます。

(1) 提出様式が変更になります。
(2) 医療費の領収書の提出が不要になります。病院・薬局等ごとに明細を様式に記入してください。
※税務署から提出を求められる場合がありますので、領収書は5年間保管してください。
(3) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を添付すれば医療費の合計額等を記入するだけで、病院・薬局等ごとの明細の記入を省略できます。

■従来の医療費控除額の計算方法(変更はありません)

1年間に支払った医療費の合計 － 保険金などで補てんされる金額 － 100,000円 ※所得が200万円未満の場合はその5% ＝ 医療費控除額(最高200万円)

➡ **お問い合わせ**　財務課税務係　☎ 0164-68-7002（係直通）　✉ z-zeimu@town.haboro.lg.jp